

福岡市公報

平成27年 3 月26日 第6193号(別冊 3)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○指定管理者の指定 (第102号)	1
○指定管理者の指定 (第103号)	2
公 告	
○一般競争入札の実施 (第116号)	3
○開発行為に関する工事の完了 (第117号)	4
○総合的見地からした設計による一敷地内認定建築物の認定 (第118号)	4
教 育 委 員 会	
○福岡市指定有形文化財の指定 (告示第 4 号)	5
○福岡市登録文化財の登録 (告示第 5 号)	5
西 区	
○住民票の消除 (告示第 2 号)	6

告 示

福岡市告示第102号

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、市営川端地下駐車場について指定管理者の指定をしたので、福岡市営駐車場条例第13条前段の規定により次のように告示する。

平成27年 3 月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
市営川端地下駐車場	福岡市博多区下川端町

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

福岡市博多区下川端町 3 番 1 号リバーサイト 9 階

博多リバレイン管理株式会社

代表取締役社長 宮崎 眞佐雄

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

福岡市告示第103号

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定をしたので、福岡市自転車駐車場条例第16条前段の規定により次のように告示する。

平成27年3月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
井尻駅西自転車駐車場	福岡市南区井尻五丁目
井尻駅東自転車駐車場	福岡市南区井尻一丁目
井尻駅前自転車駐車場	福岡市南区井尻四丁目
大橋駅高架下自転車駐車場	福岡市南区大橋一丁目
大橋駅路上自転車駐車場	福岡市南区大橋一丁目
笹原駅西自転車駐車場	福岡市南区井尻三丁目
笹原駅西第2自転車駐車場	福岡市南区井尻三丁目
高宮駅高架下自転車駐車場	福岡市南区玉川町
高宮駅西自転車駐車場	福岡市南区高宮三丁目
高宮駅東自転車駐車場	福岡市南区大楠三丁目
平尾駅自転車駐車場	福岡市南区高宮一丁目
賀茂駅北自転車駐車場	福岡市早良区賀茂三丁目
賀茂駅南自転車駐車場	福岡市早良区賀茂三丁目
次郎丸駅自転車駐車場	福岡市早良区次郎丸四丁目
次郎丸駅路上自転車駐車場	福岡市早良区次郎丸一丁目
西新駅北自転車駐車場	福岡市早良区西新三丁目
西新駅中央自転車駐車場	福岡市早良区西新四丁目
西新駅西自転車駐車場	福岡市早良区西新五丁目
西新駅東自転車駐車場	福岡市早良区西新二丁目

西新駅南自転車駐車場	福岡市早良区西新四丁目
西新駅路上自転車駐車場	福岡市早良区西新一丁目，西新二丁目， 西新三丁目及び西新四丁目
野芥駅自転車駐車場	福岡市早良区野芥二丁目
野芥駅路上自転車駐車場	福岡市早良区野芥一丁目及び野芥二丁目
藤崎駅第 1 自転車駐車場	福岡市早良区百道二丁目
藤崎駅第 2 自転車駐車場	福岡市早良区百道二丁目
室見駅前自転車駐車場	福岡市早良区室見一丁目
室見駅南自転車駐車場	福岡市早良区室見五丁目

- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
福岡市博多区千代一丁目21番16号
公益社団法人 福岡市シルバー人材センター
- 3 指定の期間
平成27年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日まで

公 告

福岡市公告第116号

地方自治法第234条第 1 項の規定に基づき，一般競争入札により調達契約を締結するので，地方自治法施行令第167条の 6 及び福岡市契約事務規則第 5 条の規定により次のように公告する。

平成27年 3 月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
	多々良小学校校舎空調設備設置工事	
	舞松原小学校校舎空調設備設置工事	
	田島小学校校舎空調設備設置工事	
	野芥小学校校舎空調設備設置工事	
	愛宕浜小学校校舎空調設備設置工事	
	南当仁小学校校舎空調設備設置工事	

管 B	片江小学校校舎空調設備設置工事	
	賀茂小学校校舎空調設備設置工事	
	弥永西小学校校舎空調設備設置工事	
	原小学校校舎空調設備設置工事	
	西長住小学校校舎空調設備設置工事	
	鶴田小学校校舎空調設備設置工事	
	有住小学校校舎空調設備設置工事	
	早良小学校校舎空調設備設置工事	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 配布方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

U R L <http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/index.html>

(2) 期間

本公告の日から平成27年 4 月 2 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前 6 時から午後10時まで

福岡市公告第117号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第 3 項の規定に基づき公告する。

平成27年 3 月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

福岡市南区日佐三丁目 1 番 1 の一部並びに春日市下白水北一丁目118番 1, 118番 4 から118番 6 まで, 1008番 2, 1012番 2 及び1012番 3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市南区日佐三丁目42番 1 号

学校法人 福岡女学院

福岡市公告第118号

建築基準法第86条第 2 項の規定に基づき、一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物を前提として総合的見地からした設計により建築される建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので、同条第 8 項の規定により次のよう

に公告し、当該認定に係る図書を福岡市役所（住宅都市局建築指導部建築指導課）において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 申請者氏名

福岡市住宅都市局住宅部住宅建設課長

2 対象区域の位置

福岡市西区下山門団地1036番 2，1038番 1，1038番 4，1056番 6，1056番 7，1056番 9，1062番 1，1183番 6，2061番，2062番 1，3106番及び3107番 1

3 認定番号

第32号

4 認定年月日

平成27年 3 月12日

教 育 委 員 会

福岡市教育委員会告示第 4 号

福岡市文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、福岡市指定有形文化財を次のように指定するので、同条例第 4 条第 3 項の規定により告示する。

平成27年 3 月26日

福岡市教育委員会

福岡市指定有形文化財

種 別	指 定 名 称	員数	所 在 地	所 有 者
古文書	とりかいもんじょ 鳥飼文書	47点	福岡市早良区大字 石釜869番地 1	鳥飼 久男
古文書	みょうこうじもんじょ 明光寺文書	19点	福岡市早良区大字 石釜193番地	宗教法人 明光寺 代表役員 鳥飼 由維子

福岡市教育委員会告示第 5 号

福岡市文化財保護条例第35条第 1 項の規定に基づき、福岡市登録文化財を次のように登録するので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成27年 3 月26日

福岡市教育委員会

福岡市登録有形文化財

種 別	登 録 名 称	員数	所 在 地	所 有 者
建造物	しばた けじゅうたくしゅおく 柴田家住宅主屋	1 棟	福岡市早良区次郎 丸三丁目487番	柴田 培民
	しばた けじゅうたくど ぞう 柴田家住宅土蔵	1 棟	福岡市早良区次郎 丸三丁目487番	柴田 培民
	しばた けじゅうたくもんおよ へい 柴田家住宅門及び塀	1 棟	福岡市早良区次郎 丸三丁目487番	柴田 培民
	いしばしよしあき けじゅうたくしゅおく 石橋義章家住宅主屋	1 棟	福岡市早良区次郎 丸三丁目484番	石橋 昌和
	いしばしよしあき けじゅうたくしゅくち 石橋義章家住宅質蔵	1 棟	福岡市早良区次郎 丸三丁目484番	石橋 昌和
	いしばしよしあき けじゅうたくこめぐら 石橋義章家住宅米蔵	1 棟	福岡市早良区次郎 丸三丁目484番	石橋 昌和
	いしばしよしあき けじゅうたくしんくら 石橋義章家住宅新蔵	1 棟	福岡市早良区次郎 丸三丁目484番	石橋 昌和
	いしばしよしあき けじゅうたくな や 石橋義章家住宅納屋	1 棟	福岡市早良区次郎 丸三丁目484番	石橋 昌和

西 区

福岡市西区告示第 2 号

住民基本台帳法施行令第12条第 1 項の規定に基づき、福岡市西区周船寺一丁目12番 1 - 201号吉田智弘ほか 7 人の住民票を職権で消除したので、その旨をこれらの者に通知する必要があるが、その住所及び居所が明らかでないので、同条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から 1 月間福岡市西区役所市民部西部出張所において縦覧に供する。

平成27年 3 月26日

福岡市西区長 進 藤 正 孝